

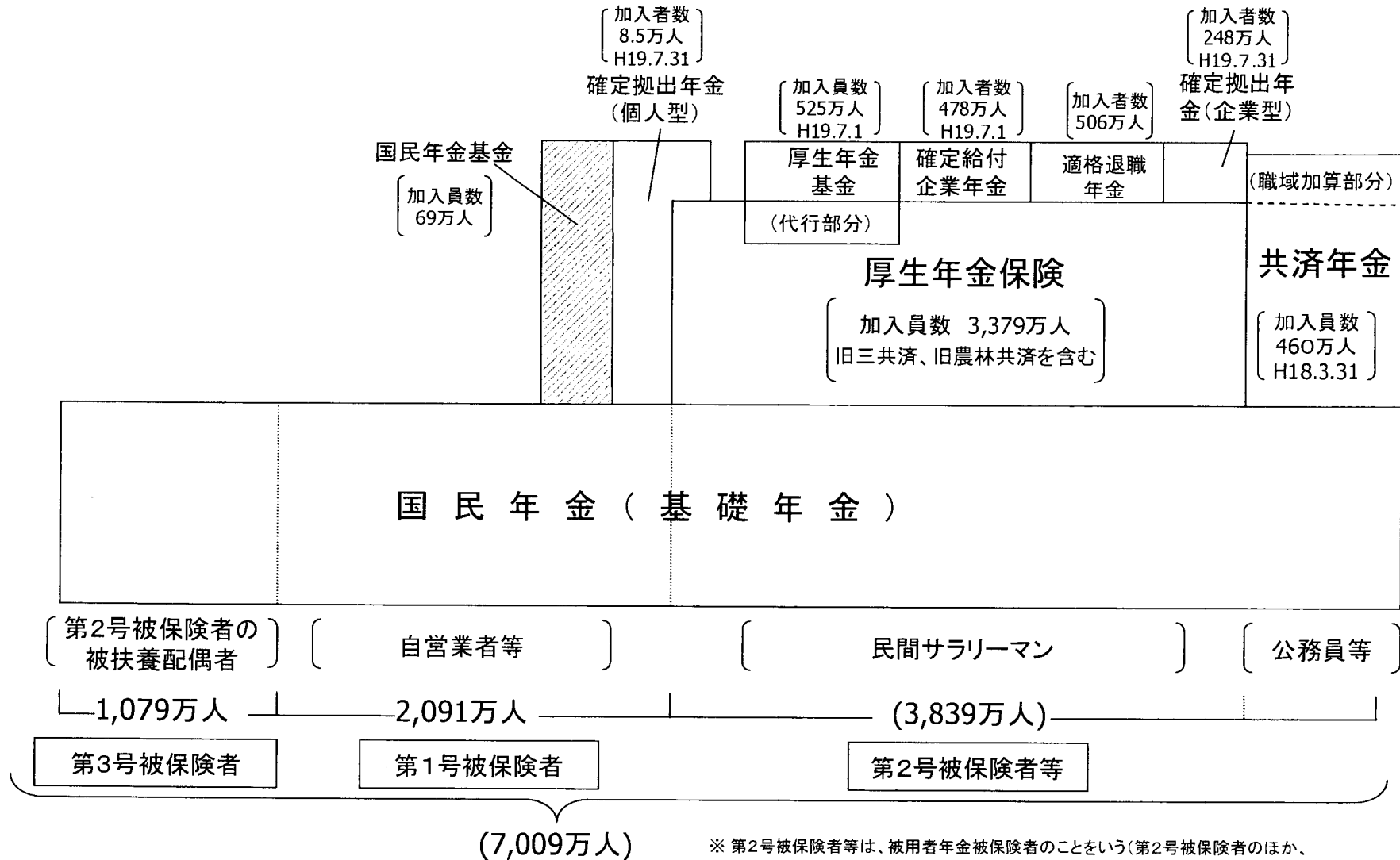
国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

平成19年11月
国民年金基金連合会

1 国民年金基金と国民年金基金連合会

(1) 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
※ ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた参考値。

(2) 国民年金基金と国民年金基金連合会の役割

① 国民年金基金（平成3年度から設立）

○目的

- ・ 国民年金第1号被保険者の老後所得保障の充実に図るため、老齢基礎年金に上乗せして年金給付を行う。

○加入資格

- ・ 国民年金の第1号被保険者（保険料免除者等を除く）
- ・ 一人一人が自らの意思により、加入し、掛金を納付

○運営

- ・ 地域型基金（47）と職能型基金（25）
- ・ 事前積立方式
- ・ 掛金納付は口座振替

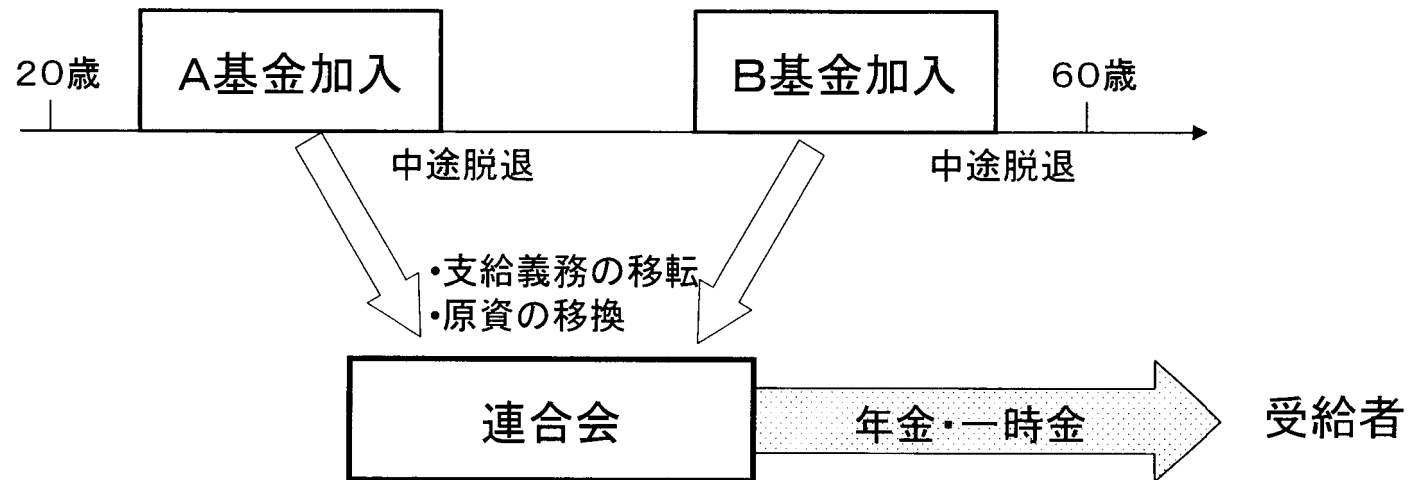
○給付

- ・ 老齢年金と遺族一時金
- ・ 終身年金を基本とし、加入者の選択により有期年金を組合せ
- ・ 原則65歳支給開始（一部60歳）

② 国民年金基金連合会（平成3年度設立）

○国民年金基金の中途脱退者に対し、老齢年金と遺族一時金を支給

※中途脱退者とは、基金の加入員資格を60歳到達前に喪失された方（基金に15年以上加入した方を除く）をいう。



※連合会においては、この他に積立金の運用等を行っている。

(3) 国民年金基金の年金

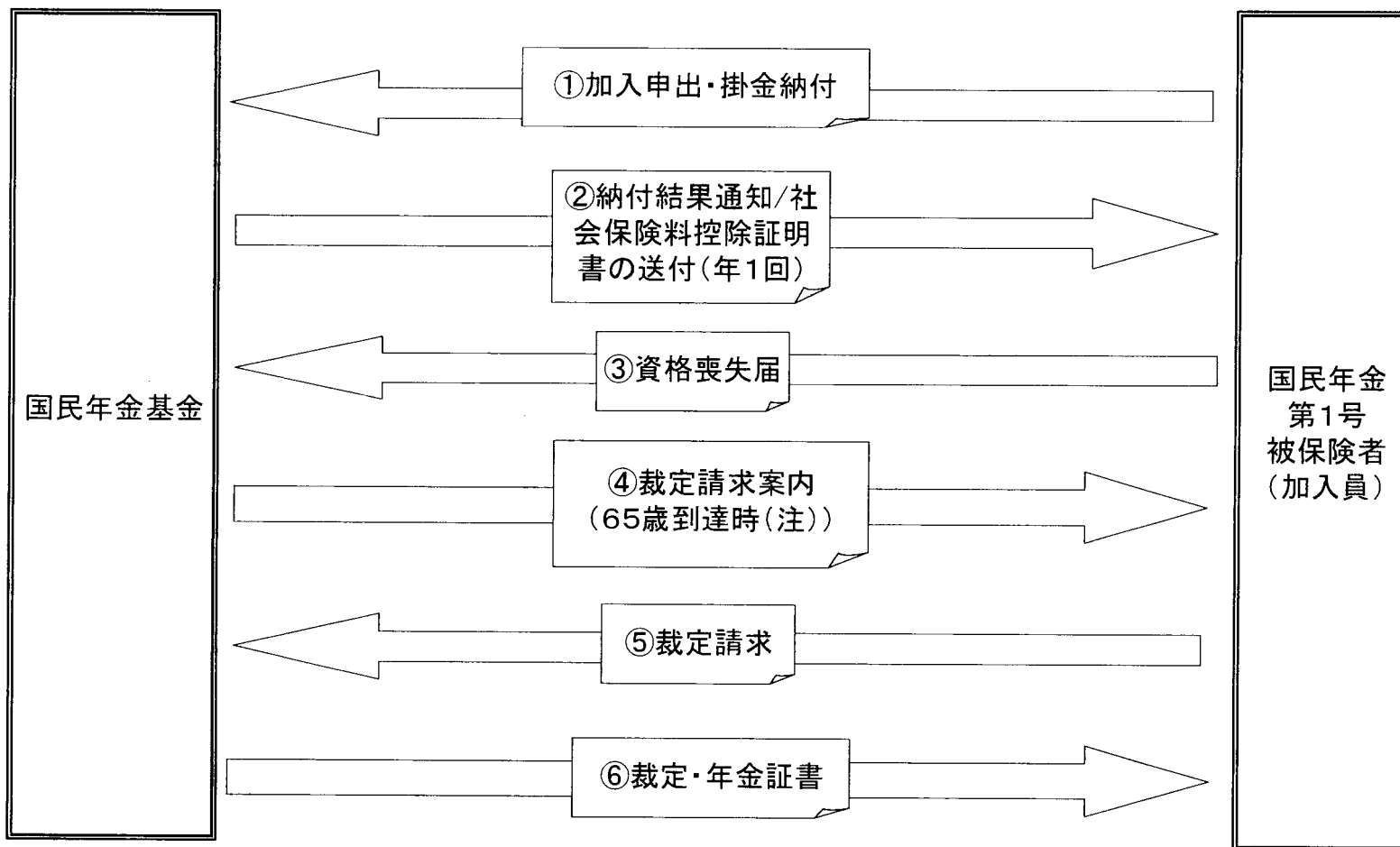
(平成18年度末時点)

	基金	連合会 (中途脱退者分)	合計
受給者数	16.1万人	1.8万人	17.9万人
年金額(年額) (一人当たり)	24万円	15万円	23万円
年金額(年額) (総額)	382億円	28億円	410億円

2 加入から年金受給までの流れ

(1) 国民年金基金

①事務の流れ



(注)一部加入員は、60歳に支給開始となり、その際に裁定請求案内を行う。

②60歳到達時の案内

- 加入員が60歳に到達した際、掛金納付実績、受取予定年金額、裁定請求手続き等を案内。

掛金引落しに関するご案内		納付状況	
加入員番号	1300-00000001	加入月数	156ヶ月
加入員の氏名	年金 太郎	納付月数	156ヶ月
加入員の生年月日	昭和22年9月10日	未納月数	0ヶ月
あなたの加入されている国民年金基金の引落し期間が終了いたしましたのでご通知します。 あわせてこれまでの納付状況、及び納付状況に基づいた受取予定年金額をご通知します。 年金を受け取られる年齢に到達された時点であらためて、年金請求手続きのご案内を送付いたします。		受取予定年金額（年額）	
		65歳から	240,000円
		80歳から	120,000円
145-0066			
東京都港区六本木1-1-1			
		平成19年10月25日	
年金 太郎 様		東京都国民年金基金	

③年金裁定請求書の送付

- 加入員が65歳に到達した際、裁定請求書を送付。

注)一部加入員については、60歳到達時に送付。

- この他に随時、電話等の連絡を受けて、受給資格のある方に裁定請求書を送付。

国民年金基金年金裁定請求書(記入例)

届出コード 5101 新規	1984年1月
5111 西	4月
130099999999 基金太郎	170410
60003Z 東京	港
六本木 6-1-21	03-54110211
六本木 麻布	11111111
六本木銀行 麻布支店	

国民年金の基礎年金を裁り受給したい
 国民年金の基礎年金を裁り受給しない

国民年金の基礎年金を裁り受給しない

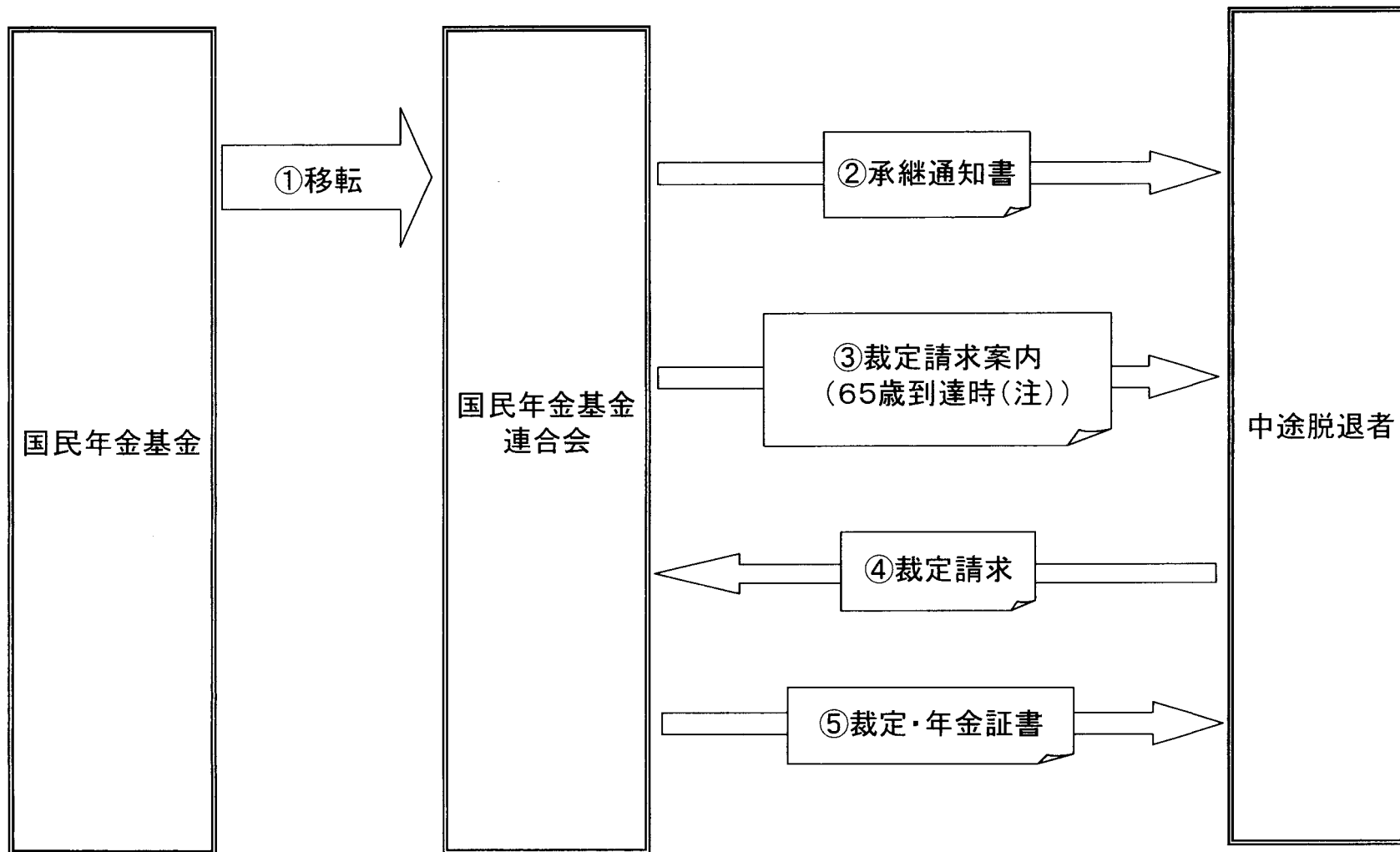
年金加入期間	厚生年金	国民年金	国民年金基金	月
裁り基礎年金の受給開始年月				

1. 添付の生写真(1寸2コマ)の被写体は本人(本人の証明を委任している場合は「本人」ではなく「委任者」)の顔写真であることを証明してください。
 2. 届出書に添付した生写真(1寸2コマ)の顔写真が、写真と一致しない。
 3. 基礎年金受給権申請書(1寸2コマ)の顔写真(1寸2コマ)と一致しない。
 4. 基礎年金受給権申請書(1寸2コマ)の顔写真(1寸2コマ)と一致しない。

記入上の注意
 1. 同一事項を記入していただき、欄外に欄外記入しないこと。
 2. 添付の生写真が自ら撮影する場合は必要ありません。
 3. 9欄目全滅後開封の証明は必ずつけてください。

(2) 国民年金基金連合会

①事務の流れ



(注)一部中途脱退者は、60歳に支給開始となり、その際に裁定請求案内を行う。

②年金引継ぎのお知らせ(年金支給義務承継通知書)

- 国民年金基金の中途脱退者に対し、承継時に、年金の仕組み、手続き等を案内。この中で、住所等の変更があった場合の連絡を依頼。

料金後納郵便

重要

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 03-54411-0211

年金支給義務承継通知書

あなたが加入していた国民年金基金にかかる年金の支給義務を当連合会が承継いたしましたので通知いたします。

年 月 日 国民年金基金連合会

- 加入していた国民年金基金の名称
国民年金基金
- 加入期間(納付月数)
年 月 日～ 年 月 日(月)
- 当連合会が支払義務の引継ぎを受けた日
年 月 日
- 基礎年金番号
- 国民年金基金の加入日番号

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金を途中で脱退された方へ

国民年金基金を途中で脱退された場合には、それまで国民年金基金に払い込まれた掛金やその利息(これを年金原資といいます。)を国民年金基金から国民年金基金連合会が引継いで管理することになっていきます。

「年金支給義務承継通知書」は、あなたが、国民年金基金を途中で脱退されたことに伴い、その年金原資と将来の年金等の支給義務を国民年金基金連合会が引継いだことを証明する書類です。年金手帳や国民年金基金の加入員証といっしょに大切に保管しておいてください。

なお、以下においては、あなたにぜひ知っていただきたいことをご説明してありますので、よくお読みいただくとともに、将来年金を受けるときのために保管しておいてください。

国民年金基金連合会とは

国民年金基金連合会は、全国の国民年金基金を途中で脱退された方に対し、将来の年金や遺族一時金をお支払いするために各国民年金基金の連合体として設立された公的な法人で、中途脱退された方に対する国民年金基金の年金の支給を元的に行う、通算センターとしての機能を持っています。

途中で脱退された場合の取り扱い

国民年金基金を途中で脱退された場合の取り扱いをいくつか実例をあげてご説明します。

年金を受けることができる年齢

加入されていた年金の種類等	年金を受け始めることができる年齢
A型の年金	65歳
B型の年金	65歳
C型の年金	65歳
I型の年金	65歳
II型の年金	65歳
III型の年金	60歳
国民年金全体の老齢基礎年金を所歳前に繰り上げて受給したとき	A型、B型、C型、I型及びII型に加入している方でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したときから国民年金の年金の一部が支給されます。

年金を受けることができる年齢に達したときなど

国民年金基金連合会で年金原資をお預かりしている方が年金を受けることができる年齢(次の表をご覧ください)になりましたら、当連合会より年金裁定請求書を送付させていただきますので、住所、氏名の変更があるときは、当連合会にご連絡ください。

また、ご不幸にもお亡くなりになられたときには、ご遺族の方から当連合会にご連絡ください。必要な届出用紙をお送りします。

料金後納郵便

重要

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 03-54411-0211

年金支給義務承継通知書

あなたが加入していた国民年金基金にかかる年金の支給義務を当連合会が承継いたしましたので通知いたします。

年 月 日 国民年金基金連合会

- 加入していた国民年金基金の名称
国民年金基金
- 加入期間(納付月数)
年 月 日～ 年 月 日(月)
- 当連合会が支払義務の引継ぎを受けた日
年 月 日
- 基礎年金番号
- 国民年金基金の加入日番号

国民年金基金連合会
〒160-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金を途中で脱退された方へ

国民年金基金を途中で脱退された場合には、それまで国民年金基金に払い込まれた掛金やその利息(これを年金原資といいます。)を国民年金基金から国民年金基金連合会が引継いで管理することになっていきます。

「年金支給義務承継通知書」は、あなたが、国民年金基金を途中で脱退されたことに伴い、その年金原資と将来の年金等の支給義務を国民年金基金連合会が引継いだことを証明する書類です。年金手帳や国民年金基金の加入員証といっしょに大切に保管しておいてください。

なお、以下においては、あなたにぜひ知っていただきたいことをご説明してありますので、よくお読みいただくとともに、将来年金を受けるときのために保管しておいてください。

国民年金基金連合会とは

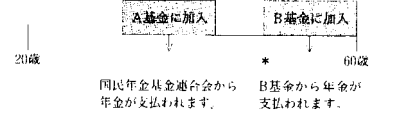
国民年金基金連合会は、全国の国民年金基金を途中で脱退された方に対し、将来の年金や遺族一時金をお支払いするために各国民年金基金の連合体として設立された公的な法人で、中途脱退された方に対する国民年金基金の年金の支給を元的に行う、通算センターとしての機能を持っています。

途中で脱退された場合の取り扱い

国民年金基金を途中で脱退された場合の取り扱いをいくつか実例をあげてご説明します。

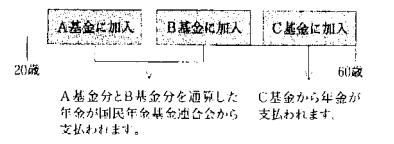
(1) A基金からB基金に加入を変更した場合
例えば、A限で国民年金基金に加入していた方が、B限に引越した際の国民年金基金に加入した場合などです。A基金は中途脱退、B基金は新規加入の扱いとなります。B基金からは新たな加入員証が交付されます。

途中で脱退したA基金に払い込まれた年金原資はA基金から国民年金基金連合会に移管され、その分の年金や遺族一時金は将来、国民年金基金連合会からお支払いすることになります。

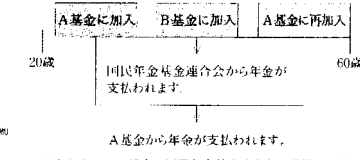


* その国民年金基金に60歳になるまで加入された方や15年間に加入された方は、中途脱退とはなりませんので、加入されていた国民年金基金から年金が支給されます。

(2) 2回以上加入基金が変わった場合
この場合も、基本的には(1)と同様の扱いとなります。



(3) 以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるとき
以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは(1)、(2)の場合とやや異なる取り扱いとなります。



すなわち、この場合、国民年金基金連合会が引継いで管理していたA国民年金基金分の年金原資は、A国民年金基金にお返しすることになります。

なお、この場合のように以前加入されていた国民年金基金に再び加入されるときは、その国民年金基金から交付されている加入員証の写しを加入申請書に添付して提出してください。

年金を受けることができる年齢に達したときなど

国民年金基金連合会で年金原資をお預かりしている方が年金を受けることができる年齢(次の表をご覧ください)になりましたら、当連合会より年金裁定請求書を送付させていただきますので、住所、氏名の変更があるときは、当連合会にご連絡ください。

また、ご不幸にもお亡くなりになられたときには、ご遺族の方から当連合会にご連絡ください。必要な届出用紙をお送りします。

年金を受けることができる年齢

加入されていた年金の種類等	年金を受け始めることができる年齢
A型の年金	65歳
B型の年金	65歳
C型の年金	65歳
I型の年金	65歳
II型の年金	65歳
III型の年金	60歳
国民年金全体の老齢基礎年金を所歳前に繰り上げて受給したとき	A型、B型、C型、I型及びII型に加入している方でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したときから国民年金の年金の一部が支給されます。

ご不明な点等がありましたら、国民年金基金連合会(〒160-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル 電話03-5411-0211)又は、加入されていた国民年金基金までご連絡ください。

③60歳到達時の案内

- 中途脱退者が60歳に到達した際、掛金納付実績、受取予定年金額、裁定請求手続き等を案内。

納付状況及び受取年金額に関するご案内		納付状況	
加入員番号	1300-00000005	加入月数	168ヶ月
加入員の氏名	年金 太郎	納付月数	168ヶ月
加入員の生年月日	昭和22年10月10日	未納月数	0ヶ月
これまでの納付状況、及び納付状況に基づいた受取予定年金額をご通知します。 年金を受け取られる年齢に到達された時点であらためて、年金請求手続きのご案内を送付いたします。		受取予定年金額（年額） 65歳から 240,000円	
145-0066			
東京都港区六本木1-1-1			
		平成19年10月25日	
年金 太郎 様		国民年金基金連合会	

④年金裁定請求書の送付

- 中途脱退者が65歳に到達した際、裁定請求書を送付。

注)一部中途脱退者については、60歳到達時に送付。

- この他に随時、電話等の連絡を受けて、受給資格のある方に裁定請求書を送付。

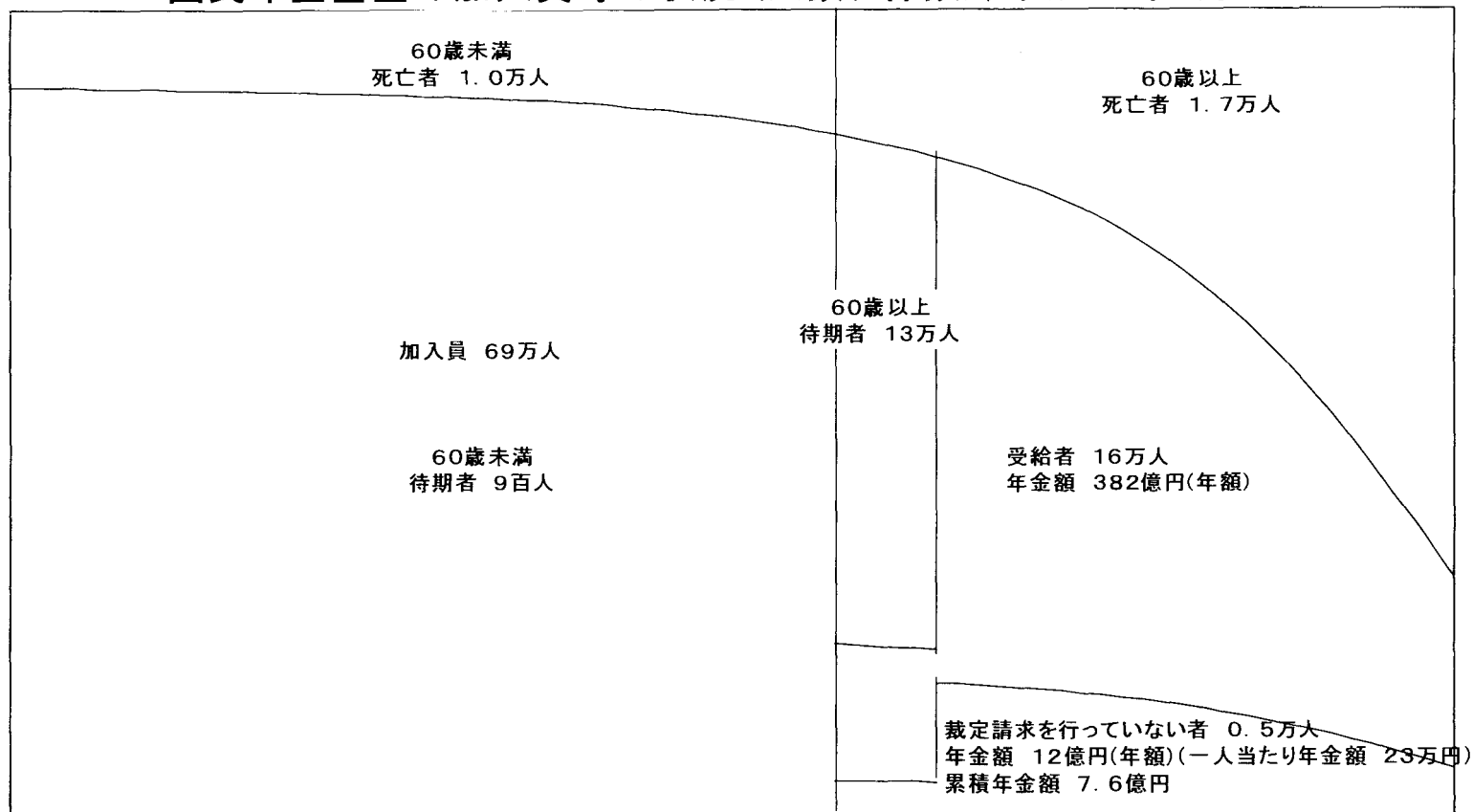
国民年金基金年金裁定請求書(記入例)

届出コード 5101 新規 5111 再	平成19年4月1日 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号
130099999999 基金 太郎	170410
60003Z 東京 港	
六本木 6-1-21	03 5411-0211
六本木 麻布	11111111
六本木銀行 麻布支店	
① 届出済 ② 届出済 ③ 届出済 ④ 届出済	
年金加入期間 厚生年金 月 長続組合 月 特例受給期間等 月	
老齢基礎年金の受給権発生年月 年 月	
この請求書に添付する書類等: 1. 年金の加入期間の証明書の抄本または印字明細書の証明書を添付すること。 2. 加入期間が厚生年金に属する場合は、加入の理由書(必要時)を添付すること。 3. 年金の受給内容が受給開始年月日、受給額、年金の種類(老齢基礎年金、老齢厚生年金)の写し。 4. 年金の受給内容が加入年月日、加入金額、加入期間、受給開始年月日、受給額、年金の種類(老齢基礎年金、老齢厚生年金)の写し。	
記述上の注意 1. ①～④欄を記入することが、郵送で届出するための条件。 2. ②欄の理由書は請求者が自ら提出する場合は必要書類となる。 3. ④欄の金融機関の証明は必ず添付すること。	

3 加入員等の状況

(1) 国民年金基金

国民年金基金の加入員等の状況(人数(=件数)、平成19年3月末)



注1: 死亡者数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注2: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注3: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約8月である。

裁定請求を行っていない方の状況 (平成18年度末に受給年齢に達している方)

①平成18年度末の状況

	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
未請求分	5,318	1,215 百万円	23 万円	763 百万円

年金額：年度末時点における各個人の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計した額

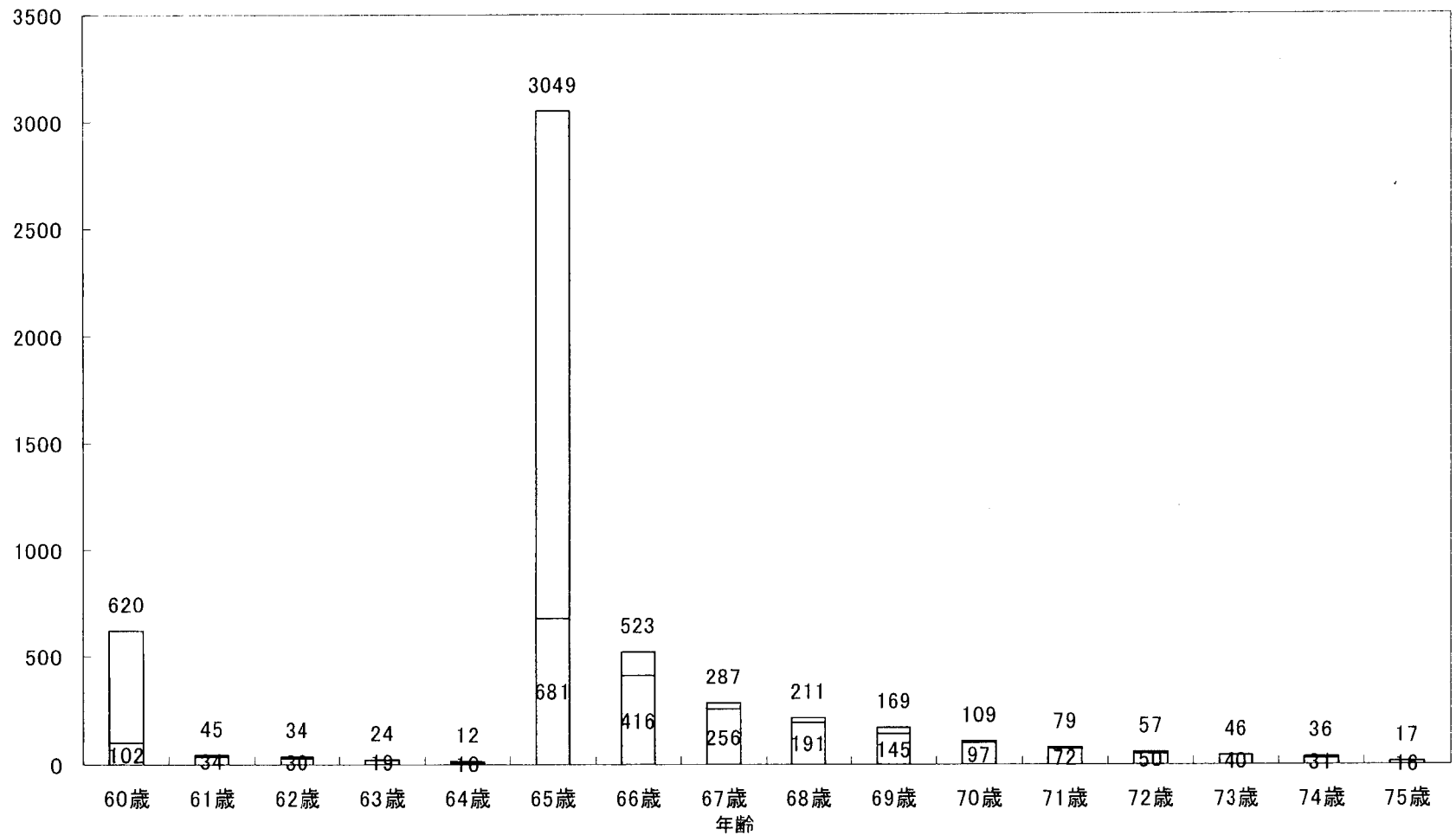
累積年金額：支給開始年齢到達後の各月について支払われるべき年金月額(=年金額/12)のうち支払われていないものを合計した額

②平成19年4月から9月末までの裁定状況

・①の人数には、受給年齢到達直後の方が多数含まれており、平成19年4月から9月末までの裁定状況は以下のとおり。

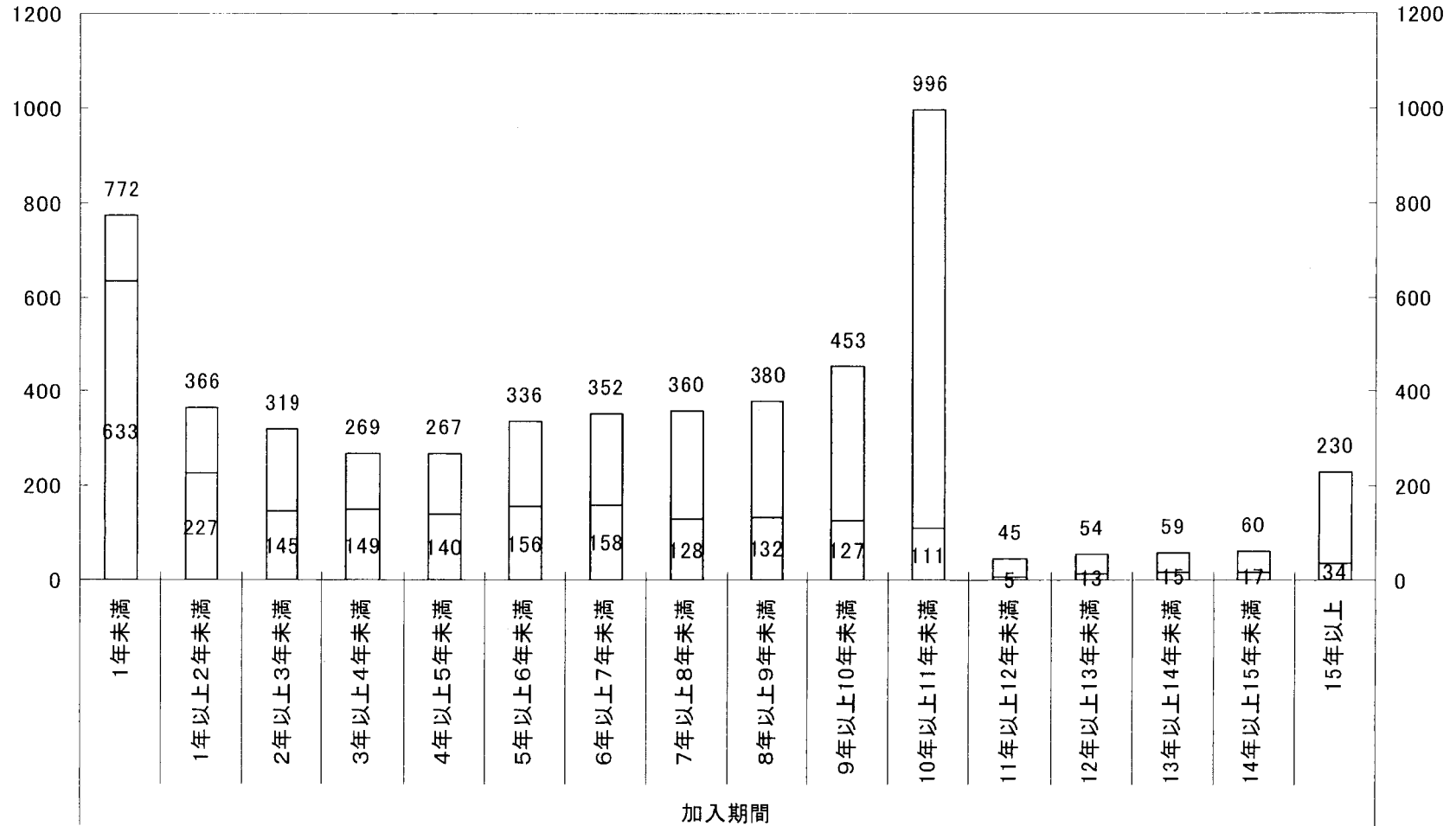
	人数	年金額(年額)	(一人当たり年金額)	累積年金額
4月以降の裁定分	3,128	898 百万円	29 万円	210 百万円
未請求分(平成19年9月末現在)	2,190	317 百万円	14 万円	553 百万円

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：年齢別人数(=件数)



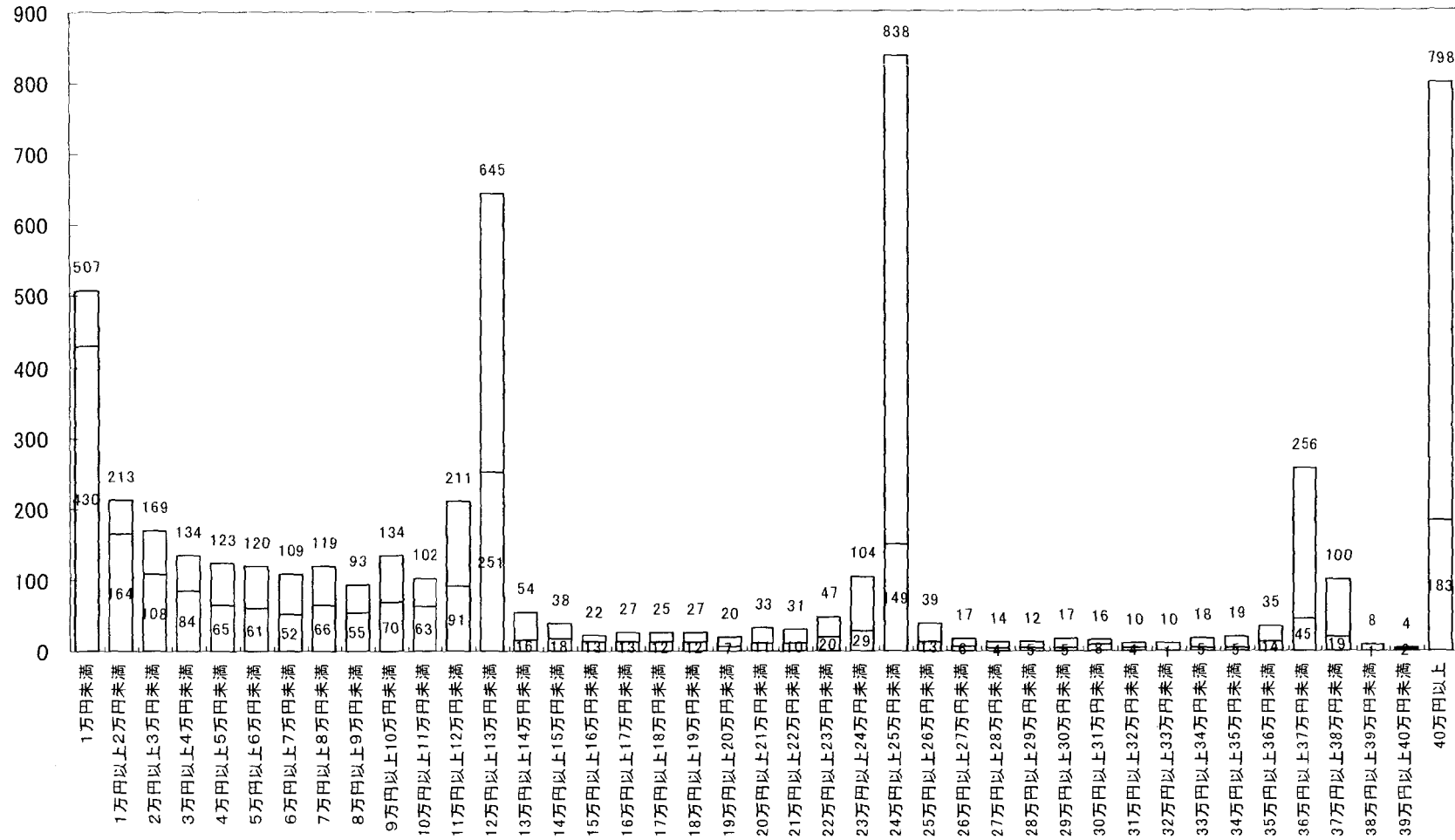
注：各年齢について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。

国民年金基金における裁定請求を行っていない方：加入期間別人数（＝件数）



注：各加入期間について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。なお、3月末時点で「10年以上11年未満」が多いのは、基金設立時(平成3年度)に加入した方が多く、これらの方が、60歳で資格喪失するまで約10年の加入員期間(平成3年～平成13年)を経て、平成18年度に65歳に到達したことによる。

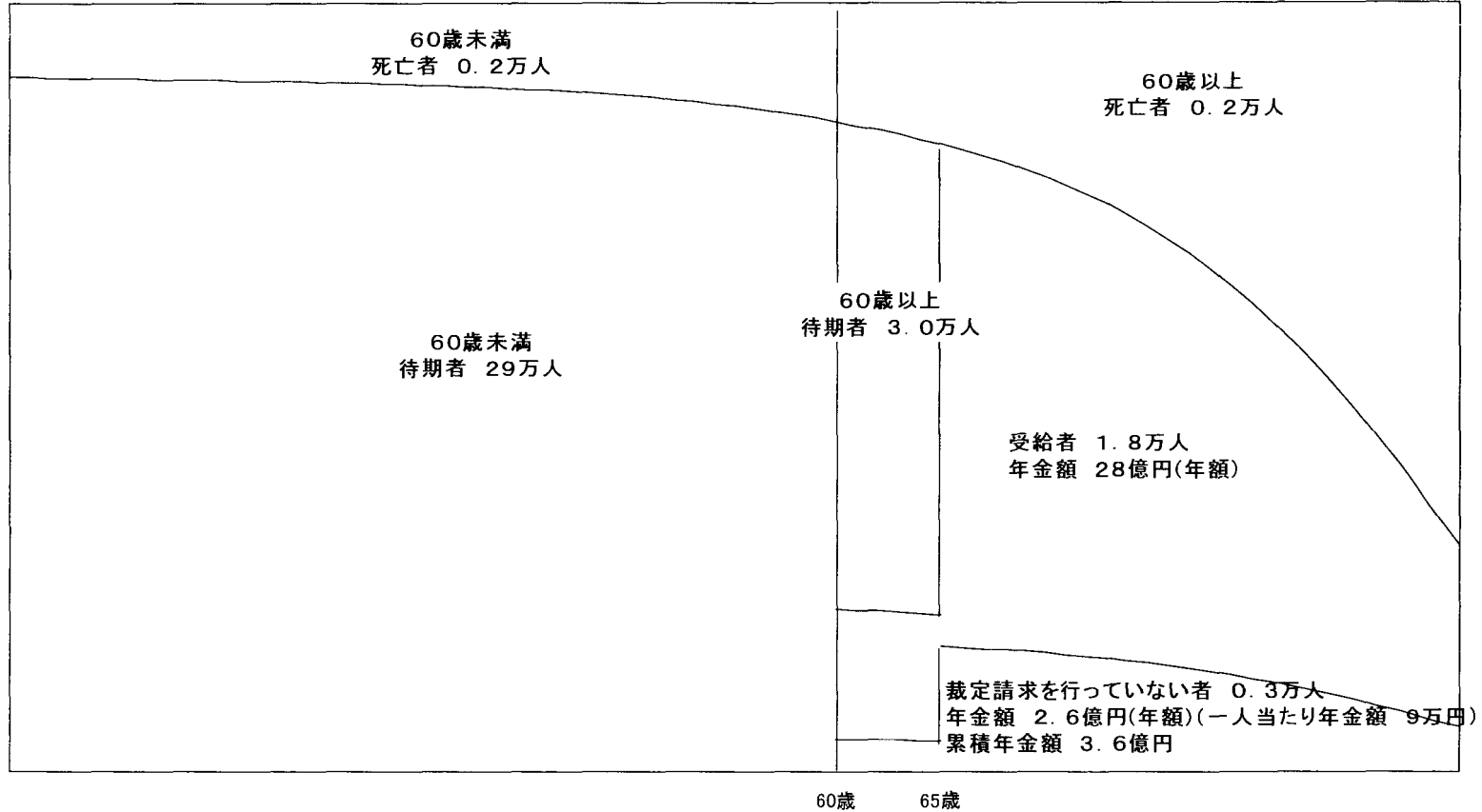
国民年金基金における裁定請求を行っていない方：年金額別人数(=件数)



注：各年金額について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求者数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない者を、表している。

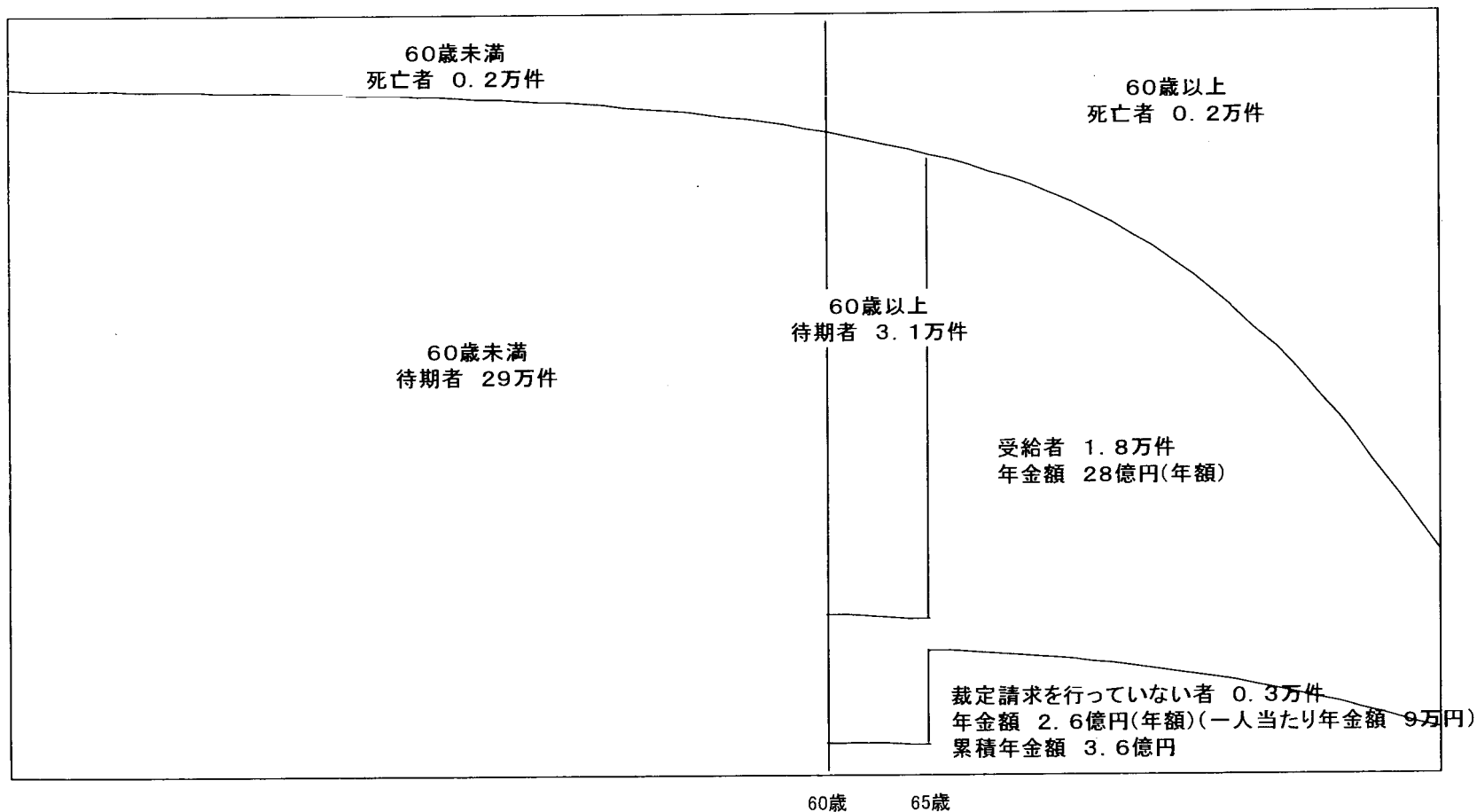
(2) 国民年金基金連合会

国民年金基金連合会の中途脱退者の状況（人数、平成19年3月末）



- 注1: 待期者や裁定請求を行っていない者等の人数は、該当する移換された件数を1.01(平成18年度末の受給者の一人当たり移換件数)で割ることによって算出した推計値である。
 注2: 死亡者数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。
 注3: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。
 注4: 年金額は、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額は、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約16月である。

国民年金基金連合会の中途脱退者の状況（件数、平成19年3月末）



注1: 死亡者件数の年齢区分は、死亡時点の年齢ではなく、平成18年度末時点の年齢を基に区分している。

注2: 「裁定請求を行っていない者」とは、平成18年度末時点で支給開始年齢に到達した者のうち平成19年3月までに裁定処理が済んでいなかった者を計上している。

注3: 年金額とは、年度末時点で受給権が発生している者の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計したものであり、累積年金額とは、受給権発生後の各月について支払われるべき年金月額のうち支払われていないものを合計した数値である。なお、平均すると未支給となっているのは約16月である。

裁定請求を行っていない方の状況 (平成18年度末に受給年齢に達している方)

①平成18年度末の状況

	件数	年金額(年額)	(一件当たり年金額)	累積年金額
未請求分	2,822	263 百万円	9 万円	360 百万円

年金額：年度末時点における各個人の年金額(1年間に支払われるべき額)を合計した額

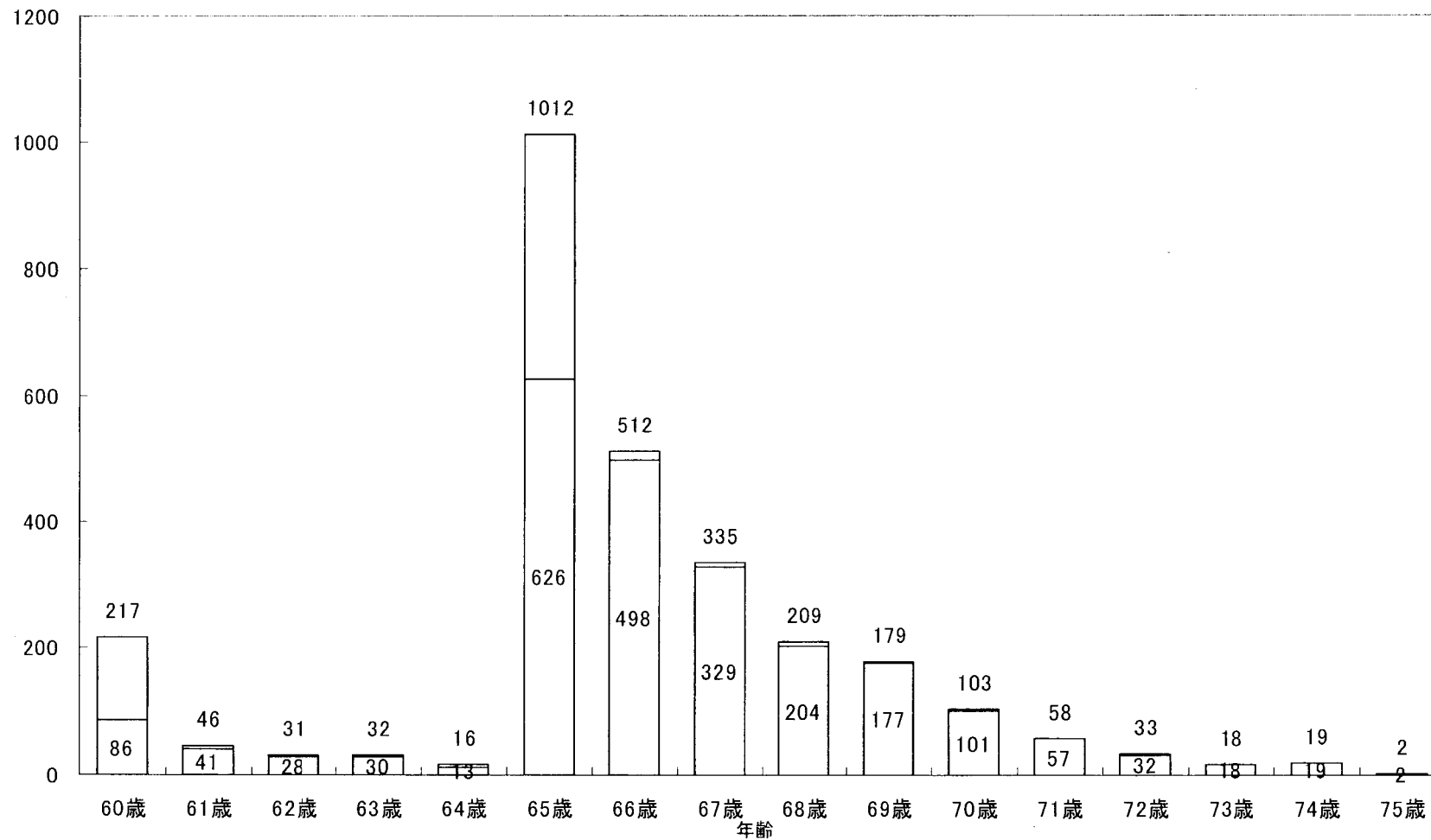
累積年金額：支給開始年齢到達後の各月について支払われるべき年金月額(=年金額/12)のうち支払われていないものを合計した額

②平成19年4月から9月末までの裁定状況

・①の件数には、受給年齢到達直後の方が多数含まれており、平成19年4月から9月末までの裁定状況は以下のとおり。

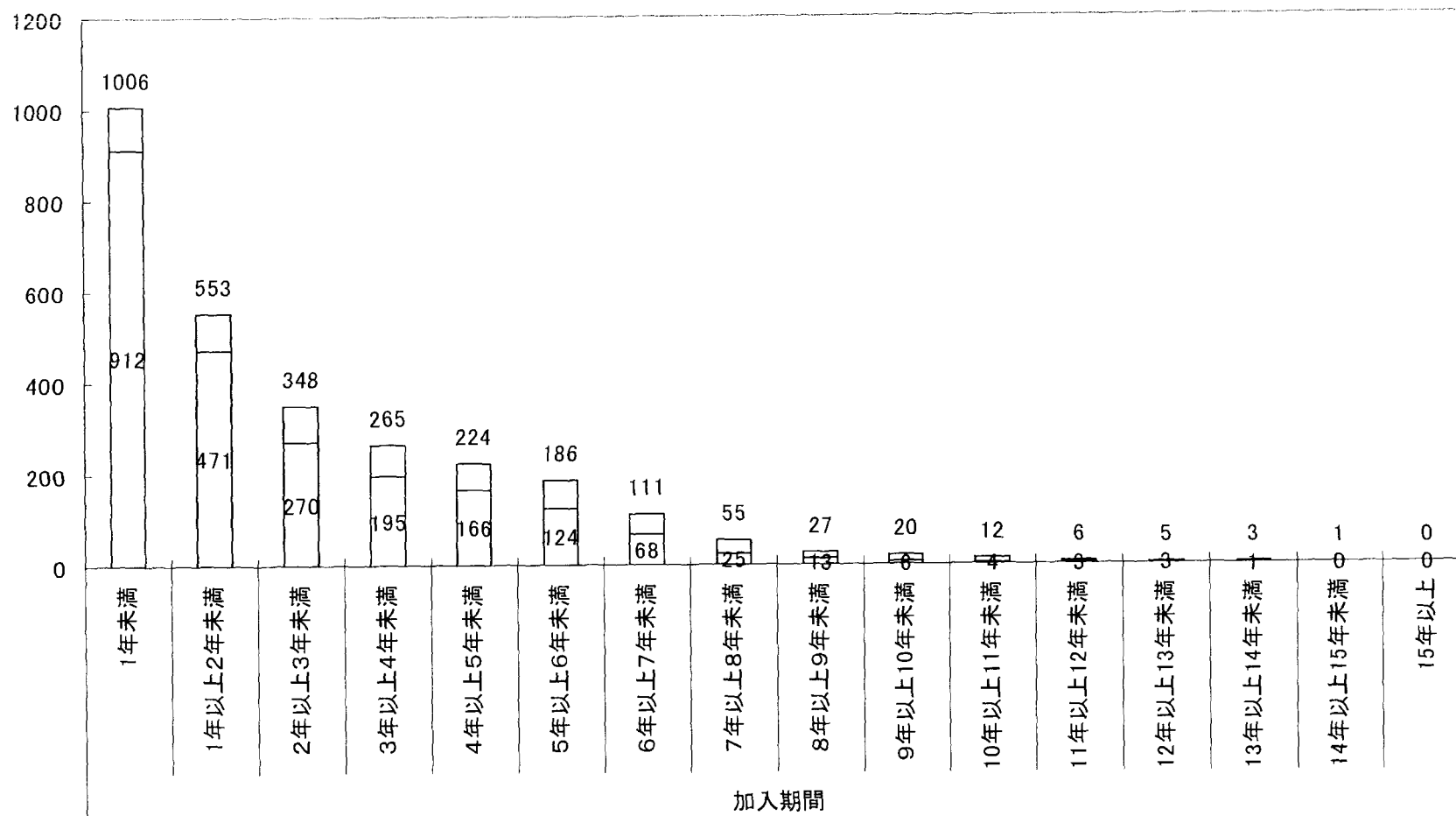
	件数	年金額(年額)	(一件当たり年金額)	累積年金額
4月以降の裁定分	561	88 百万円	16 万円	27 百万円
未請求分(平成19年9月末現在)	2,261	175 百万円	8 万円	333 百万円

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：年齢別件数



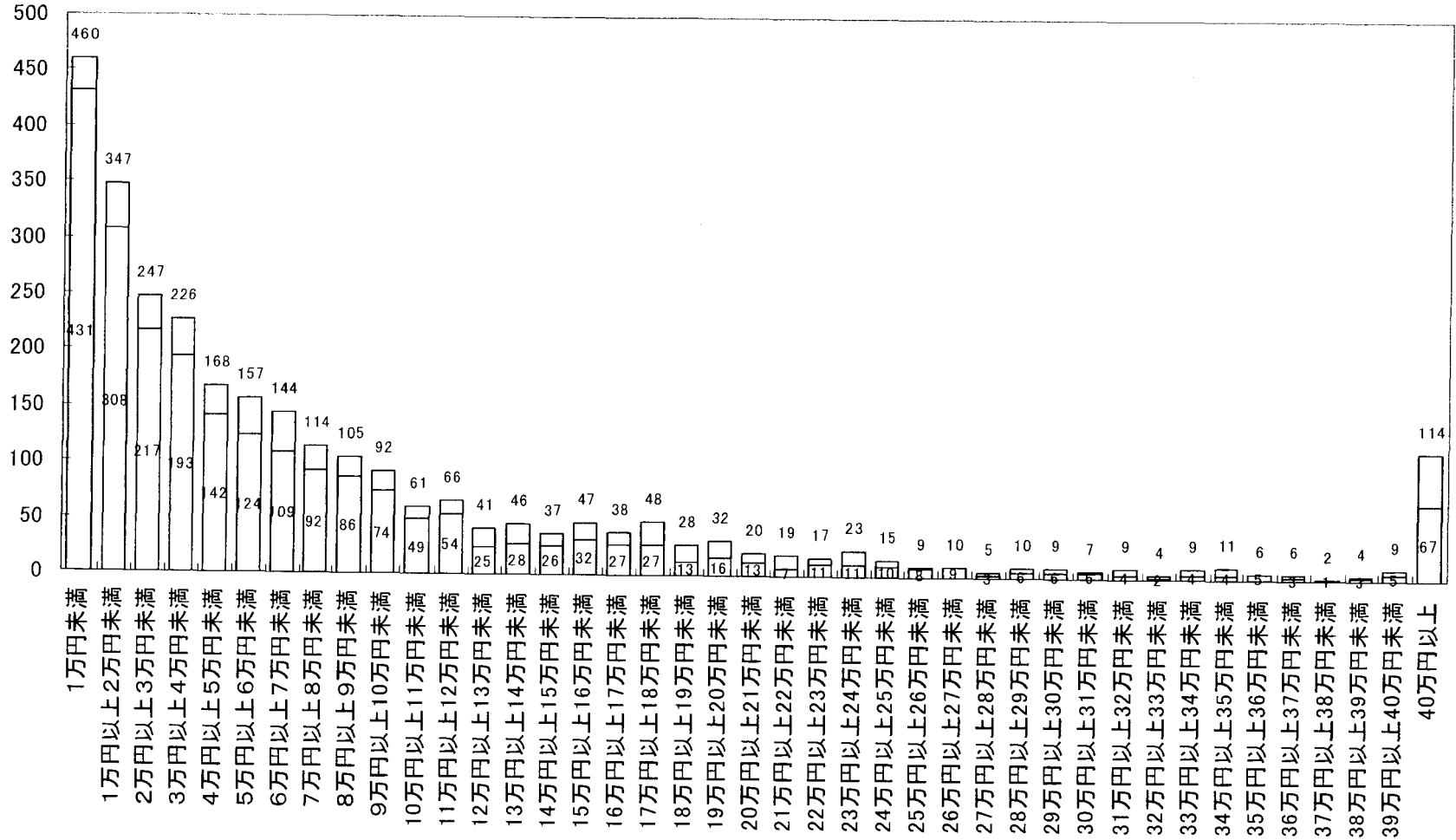
注：各年齢について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：加入期間別件数



注：各加入期間について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

国民年金基金連合会における裁定請求を行っていない方：年金額別件数



注：各年金額について、グラフの上の値は平成19年3月末時点の未請求件数を、下の値はそのうち平成19年9月末までに裁定請求が行われていない件数を、表している。

4 裁定請求が行われていない理由

※ 国民年金基金は、一人一人が自らの選択により加入し、掛金を納付する仕組みであることから、裁定請求が行われないケースは多くないが、例えば次の理由が考えられる。

- 年金受給年齢に達してからの期間が短く、裁定請求の準備を行っている段階にある。
 - * 平成19年3月末時点で裁定請求が行われていなかった方のうち、以下は同年9月末までに裁定済み。
 - ...基金3千件(58.8%) 連合会6百件(19.9%)
- 国民年金基金の加入期間が短く、年金受給資格を有することについて認識が薄い。
- 住所変更の連絡が行われておらず、裁定請求案内を送付しても届かない。
 - * 全ての加入者、中脱者等について、住所記録を保有。
 - * ただし、正確な住所でない記録もあり、平成18年度に連合会から送付した裁定請求案内53百件のうち、返戻され、かつ、平成19年8月までに裁定請求が行われていないものは、3百件(5.5%)。

5 裁定請求の勧奨

(1) 国民年金基金の取組

以下について、基金と連合会において調整のうえ実施。

① 現加入者への定期的お知らせの拡大 [平成20年度中に実施]

- ・ 現行の掛金納付結果通知書(年1回)に、以下を追加して記載する。
 - － 加入後の納付実績
 - － 受取予定年金額
 - － 住所変更があった場合の連絡依頼

② 待期者への定期的なお知らせ [平成20年度中に実施]

- ・ 基金の加入資格を喪失した方に対し、以下を3年ごとにお知らせする。
 - － 加入期間中の納付実績
 - － 受取予定年金額
 - － 住所変更があった場合の連絡依頼 等

③ 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- 初回案内後、6か月、1年及び5年経過した時点で再案内。(計3回)
[平成20年度中に実施]

- 現に請求が遅れている全ての方について、文書、電話、現地訪問等により個別に案内を行う。[順次実施中]

④ 変更後の住所の把握 [平成19年度中に実施]

- 転居等による変更後の住所が不明となっている方について、市区町村への確認により転居先住所を把握する。

(2) 国民年金基金連合会の取組

① 中途脱退者への定期的なお知らせ [平成20年度中に実施]

- 基金の加入資格を喪失した方に対し、以下を3年ごとにお知らせする。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等

② 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- 初回案内後、6か月、1年及び5年経過した時点で再案内。(計3回)
[平成20年度中に実施]
- 現に請求が遅れている全ての方について、文書により個別に案内を行うとともに、必要に応じ、電話や現地訪問等により個々に対応。[順次実施中]

③ 変更後の住所の把握 [平成19年度中に実施]

- ・ 転居等による変更後の住所が不明となっている方について、市区町村への確認により転居先住所を把握する。

④ 連合会ホームページにおける案内 [実施済み]

- ・ 連合会ホームページにおいて、住所変更手続きや裁定請求を呼びかけるとともに、必要な書類をダウンロードできるようにする。

⑤ 国への働きかけ

- ・ 以下について、引き続き国への働きかけを行う。
 - ア 中途脱退者等に係る住所変更届出の制度化
 - イ 市区町村への住所確認の円滑な実施に係る環境づくり
 - ウ 社会保険庁からの住所情報の提供

お問合せ

○国民年金基金連合会

(本資料のお問合せ、連合会から「年金支給義務承継通知書」が届いている方のお問合せ、その他)

フリーダイヤル 0120-419-260 (平日:9時~18時)

〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル5F

○国民年金基金

(各基金に加入中の方、各基金から年金を受けられている方などのお問合せ)

地域型国民年金基金

北海道国民年金基金	011-232-6771	石川県国民年金基金	076-224-5551	岡山県国民年金基金	086-225-7122
青森県国民年金基金	017-777-1700	福井県国民年金基金	0776-33-1660	広島県国民年金基金	082-264-3452
岩手県国民年金基金	019-652-4814	山梨県国民年金基金	055-235-1083	山口県国民年金基金	083-924-7100
宮城県国民年金基金	022-215-3431	長野県国民年金基金	026-232-6591	徳島県国民年金基金	088-624-1775
秋田県国民年金基金	018-837-3611	岐阜県国民年金基金	058-272-5855	香川県国民年金基金	087-837-8885
山形県国民年金基金	023-625-3870	静岡県国民年金基金	054-287-5557	愛媛県国民年金基金	089-921-2182
福島県国民年金基金	024-523-3387	愛知県国民年金基金	052-232-6247	高知県国民年金基金	088-885-2525
茨城県国民年金基金	029-225-4797	三重県国民年金基金	059-229-1284	福岡県国民年金基金	092-413-8713
栃木県国民年金基金	028-638-9316	滋賀県国民年金基金	077-525-9821	佐賀県国民年金基金	0952-29-9955
群馬県国民年金基金	027-223-6776	京都府国民年金基金	075-212-8415	長崎県国民年金基金	095-828-3324
埼玉県国民年金基金	048-838-7575	大阪府国民年金基金	06-6775-5775	熊本県国民年金基金	096-387-2220
千葉県国民年金基金	043-221-6370	兵庫県国民年金基金	078-271-2535	大分県国民年金基金	097-533-8281
東京都国民年金基金	03-5285-8800	奈良県国民年金基金	0742-36-5761	宮崎県国民年金基金	0985-25-0090
神奈川県国民年金基金	045-242-1907	和歌山県国民年金基金	073-433-6100	鹿児島県国民年金基金	099-222-6243
新潟県国民年金基金	025-245-9345	鳥取県国民年金基金	0857-29-8988	沖縄県国民年金基金	098-833-6610
富山県国民年金基金	076-422-7558	島根県国民年金基金	0852-24-1611		

職能型国民年金基金

歯科医師国民年金基金	03-3262-9294	司法書士国民年金基金	03-3341-2561	歯科技工士国民年金基金	03-5225-6050
全国農業みどり国民年金基金	03-3221-8131	全国建設技能者国民年金基金	03-3200-6259	自動車整備国民年金基金	03-5572-6620
貨物軽自動車運送業国民年金基金	03-3865-9799	日本弁護士国民年金基金	03-3581-3739	日本建築業国民年金基金	03-3504-1710
全国社会保険労務士国民年金基金	03-6225-4878	全日本電気工事業国民年金基金	03-5232-5730	全国損害保険代理業国民年金基金	03-5689-0141
日本医師・従業員国民年金基金	03-5976-2121	日本柔道整復師国民年金基金	03-3253-0701	全国クリーニング業国民年金基金	03-3351-2181
漁業者国民年金基金	03-3294-9869	全国個人タクシー国民年金基金	03-3986-9711	日本麺類飲食業国民年金基金	03-3262-3484
日本薬剤師国民年金基金	03-3352-7558	全国左官業国民年金基金	03-5228-3081	鍼灸マッサージ師等国民年金基金	03-5979-1700
日本税理士国民年金基金	03-5435-0821	公認会計士国民年金基金	03-3515-1170		
土地家屋調査士国民年金基金	03-3943-9691	全国板金業国民年金基金	03-5443-2581		